

行政文書部分公開決定処分取消請求事件の判決について

1 概要

芸術文化振興事業に係る公文書の公開請求において、東広島市教育委員会が行った部分公開決定並びに裁決の内容を不服として、広島地方裁判所へ提起された訴訟の判決があったもの。

2 経緯

(1) 公文書公開請求

平成30年4月16日 公開請求者（原告）が教育委員会に対し公文書公開を請求

○対象文書：平成30年度音楽普及啓発事業決定プロセス関連文書（会議録等）

5月1日 教育委員会が公開・部分公開の決定

○非公表とした情報とその理由

法人の内部管理情報（積算利益率）：東広島市情報公開条例に定める法人情報であるため

5月23日 公開請求者が教育委員会に対し公文書公開を請求

○対象文書：平成29年度音楽普及啓発業務関連資料（実施概要ほか）

6月8日 教育委員会が公開・部分公開・非公開の決定

○非公表とした情報とその理由

法人職員の氏名：東広島市情報公開条例に定める個人情報であるため

(2) 審査請求

平成30年5月11日 5月1日付けの部分公開決定に対し、公開請求者が非公開情報の公開を求める審査を請求

9月7日 6月8日付けの部分公開決定に対し、公開請求者が非公開情報の公開を求める審査を請求

12月5日 教育委員会から情報公開審査会へ諮問

令和元年5月28日 情報公開審査会から教育委員会へ答申

6月27日 教育委員会が審査請求の裁決

○裁決の内容

部分公開決定の一部を公開としたが、本件訴訟に係る部分の請求は棄却

(3) 訴訟

令和元年8月9日 審査請求人（原告）が広島地方裁判所に対して提訴

10月9日～令和2年5月27日 口頭弁論（6回）

令和2年7月29日 判決

3 判決の内容

(1) 原告の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。